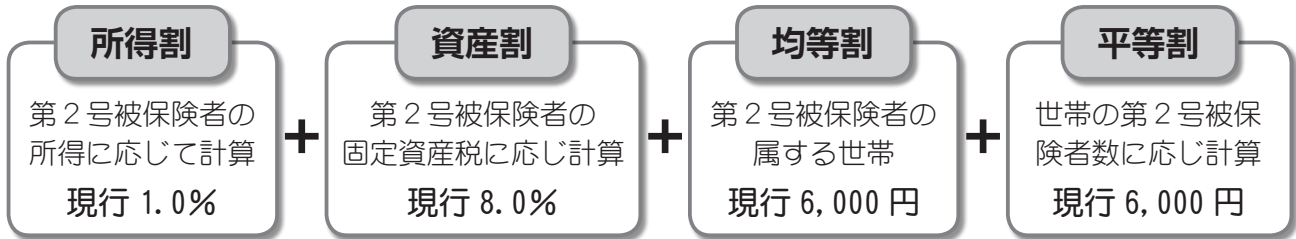


40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の介護保険料

☆保険料の決まり方と納め方

国民健康保険に加入されている方の介護保険料は、下記の算定方法で世帯ごとに決められます。医療保険分と介護保険分を合わせて納めていただきます。職場の医療保険に加入されている方は、医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じ算定されます。



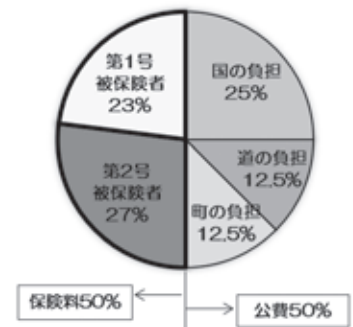
65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険の財源に占める保険料負担割合は、第1号被保険者 23%、第2号被保険者 27%と決められています。（右表参照）

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに見直され、介護サービスにかかる費用などから算出した『基準額』をもとに、個人の所得に応じて決まります。

老齢・遺族・障害年金などが年額 18 万円以上の方は、年金から差し引かれます。年度の途中で 65 歳になったり、所得の変更があった場合は一時的に納付書で納めていただくことになります。

サービス給付費用にかかる負担割合



$$\text{介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担 23\%} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{一人あたりの保険料の基準額}$$

☆令和3年度～令和5年度の所得段階区分ごとの介護保険料

段階区分	対象者		基準額に対する割合	保険料	
				月額	年額
第1段階	本人が非課税 世帯の全員が非課税	○生活保護を受けている者 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.3	1,783円	21,400円
第2段階		○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	基準額×0.5	2,975円	35,700円
第3段階		○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の者	基準額×0.7	4,158円	49,900円
第4段階	世帯に課税 者がいる	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.9	5,350円	64,200円
第5段階		○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の者	基準額	5,950円	71,400円
第6段階	本人課税	○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	7,133円	85,600円
第7段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	7,733円	92,800円
第8段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	8,925円	107,100円
第9段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上の者	基準額×1.7	10,108円	121,300円

※第1～第3段階は、低所得者に対する保険料軽減事業適用後の保険料率・保険料額